

ID: 179

担当部署: 企画部 市長公室 市民参画・協働推進課

処分の概要	登録団体の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立あしや市民活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第5条の4第1項		
例 規 番 号	平成22年規則第4号		
【根拠条文】 (あしや市民活動センター登録団体の承認) 第5条の4 市長は、前条の申請書の提出があったときは、審査の上、登録を承認する場合は、あしや市民活動センター登録団体承認通知書を、登録を承認しない場合は、あしや市民活動センター登録団体不承認通知書を交付する。 2 前項の規定による登録の承認を開始する日は、次のとおりとする。 (1) 前条第1項第1号の期間に申請した場合は、申請した年の10月1日とする。 (2) 前条第1項第2号の期間に申請した場合は、申請した翌年の4月1日とする。 3 前条の登録の有効期間は、次の基準年の9月30日までとする。 【基準】 根拠条文及び第5条の2の規定による。 (あしや市民活動センター登録団体) 第5条の2 第2条第3項第1号及び前条第1項第2号アの「あしや市民活動センター登録団体」とは、市民参画及び協働を推進するため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動を行う団体で、次の各号のいずれにも該当し、市長の承認を受けたものをいう。 (1) 特定の政党の利害に関する政治活動を行わない団体であること。 (2) 特定の宗教、宗派、教団等を支援する活動を行わない団体であること。 (3) 組織的かつ計画的に活動しており、将来も継続できる団体であること。 (4) 5人以上で構成される団体であること。 (5) 芦屋市暴力団排除条例(平成24年芦屋市条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。 (6) 芦屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を構成員に含まない団体であること。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日